

No.	カテゴリ	質問	回答	参考URL
1	特定PFAS	仮に弊社内でPFASについて教育する機会があった場合、今回の資料を使用しても差し支えないのでしょうか？（弊社内でもPFAS認知度は低い、という認識です。）	ダウンロードしていただいたpdf資料をそのまま、ご使用いただくのであれば差し支えございません。是非、貴社内での認識・理解のアップにお役立て下さい。	
2	特定PFAS	特定PFASは具体的に何があるのでしょうか？	FCJのホームページに記載しておりますので、ご一読ください。	https://cfcpj.jp/pfas.html
3	欧州関連	SEAC案へのパブコメについても提出したいと考えていますが、募集期間はどのくらいの長さで設定されるでしょうか。あるいは、SEAC案が公開されるまでの期間でもできる準備があるとすればどんなことが想定されるか、アドバイスがありましたら、伺いたいと思いました。	次回のSEACのパブコメの募集期間は2か月間です。但し、その時期は、当初、本年春ごろの予定でしたが、少なくとも1年遅れが想定されています。しかし、次回のパブコメ期間は短いため、技術データ等の強い証拠を準備することをお勧めします。準備する内容は、FCJの第四回ウェビナー資料の22～34ページに記載しています、「② 次回の提出に向けた具体的な良好事例」をご参考にしてご対応頂くようお願い致します。	
4	北米関連	メイン州やその他の州での“全面禁止”の対象の定義がうまく理解できませんでした。ポリマーも含むのかどうか？	メイン州でのPFASの定義は、"substances that include any member of the class of fluorinated organic chemicals containing at least one fully fluorinated carbon atom."（少なくとも1つの完全フッ素化原子を含むフッ素化有機化学物質グループ）ですので、それに当てはまるポリマーは対象となります。州ごとに定義が異なる場合がありますので、それぞれの州で定義をご確認下さい。	
5	北米関連	TSCA報告義務への具体的な対応方法について、FCJ様より何か指針の様なものをご提案頂く予定は無いのでしょうか？（実際には対応困難と考えています。）	TSCA8(a)(7)につきましては、注目度が高く、FCJ以外にも様々な会社、団体が情報発信する動きがみられます。FCJとしても役立つ情報を収集し、皆様と共有していく所存ですが、現時点では、US-EPAのWEBサイト（右記）に記載の情報に基づいて実施することが、最も正確な方法と考えます。懸念点がある場合には、国際弁護士や法務の専門家に確認いただくことをお勧めします。	https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/tsca-section-8a7-reporting-and-recordkeeping
6	その他、全般的な項目の質問	途中途中で「CM」が入り、集中が出来なかった。	申し訳ございません、今回のウェビナー形式ではCMが入ってしまいます。ご体調を整え、集中可能なタイミングでの視聴をお願いいたします。	
7	その他、全般的な項目の質問	特定PFASとその他のPFASの違いは理解していますが今後、安全性が確実視されるPFASの具体的な案内がなされる予定はありますか？	安全性についてFCJでは判断できないと考えているため、FCJから具体的な案内をする予定はございません。	
8	その他、全般的な項目の質問	欧州F-gas規制とはどういう規制でしょうか？それは、フッ酸も含まれますか？	Fgas規制とは、地球温暖化の原因の1つとされる地球温暖化係数(GWP)を有する特定のフッ素ガスの環境排出を軽減するものです。日本国内では、オゾン層保護法、フロン排出抑制法が該当します。	